

No.	家名	氏名	役職	就任年月日 退任年月日		西暦(時代)	在職年
				就任年月日	退任年月日		
1	西太田家	太田出雲守源忠政		建武元年 3月	興国 7年 10月 13日	1334 南北朝 1346 南北朝	12年
2	西太田家	太田與市源忠滋			貞和 4年 11月 2日	1348 南北朝	
3	中太田家	太田三之進源直全			延文 5年 11月 11日	1361 南北朝	
4	西太田家	太田與治右衛門源忠葛			建徳元年 8月 19日	1370 南北朝	
5	中太田家	太田直重			延文 5年 11月 12日 嘉慶元年 11月 16日	1360 南北朝 1387 南北朝	27年
6	西太田家	太田五郎左衛門源忠林			嘉慶元年 6月 4日	1387 南北朝	
7	中太田家	太田直吉			嘉慶元年 11月 17日 応永 33年 7月 7日	1387 南北朝 1426 室町	39年
8	西太田家	太田右近源林家			永和 3年 応永 34年 9月 18日	1377 南北朝 1427 室町	50年
9	東太田家	太田宗像	社人		応永 28年 宝徳 3年 12月 1日	1421 室町 1451 室町	30年
10	東太田家	太田宗近	社人				
11	東太田家	太田宗信	社人				
12	東太田家	太田宗忠	社人				
13	東太田家	太田宗春	社人				
14	西太田家	太田左衛門源忠重			宝徳 2年 11月 17日	1450 室町	
15	中太田家	太田直光			応永 33年 7月 8日 応仁元年 12月 20日	1426 室町 1468 室町	42年
16	中太田家	太田直武			応仁元年 12月 21日 延徳 2年 3月 12日	1468 室町 1490 室町	22年
17	西太田家	太田兵衛源忠政			延徳 3年 7月 6日	1491 室町	
18	中太田家	太田直秀			延徳 2年 3月 13日 永正 14年 10月 14日	1490 室町 1517 室町	27年
19	西太田家	太田藤左衛門尉忠安			天文 8年 9月 20日	1540 室町	
20	中太田家	太田直経			永正 14年 10月 15日 天文 20年 9月 29日	1517 室町 1551 室町	34年
21	西太田家	太田内記源正忠			天正元年 11月 29日	1573 安土桃山	
22	中太田家	太田直安			天文 20年 9月 30日 天正 3年 4月 2日	1551 室町 1575 安土桃山	24年
23	東太田家	太田宗時			天正 3年 6月 4日	1575 安土桃山	30年
24	東太田家	太田宗栄					
25	中太田家	太田直勝			天正 3年 4月 3日 文禄 3年 3月 25日	1575 安土桃山 1594 安土桃山	19年
26	西太田家	太田左門源正雅			慶長 14年 4月 10日	1609 江戸	

神職

神職の名称は、明治二十年の改制以来の公用語で、神社の祭儀に従事し、事務を司る神社の職員を指す。

当時は国の職制上の総称であり、官幣制にあっては、宮司・権宮司・禰宮司・主典(宮掌)諸社にあっては社司(祠官)・社掌(祠掌)の職に任ぜられた者の名称であった。上古においては祭政一致であった為、国造や県主などの地方長官が直接司祭となり、その下で禰宜、巫女などが奉仕した。

その後は、明治四年まで神職の明確な呼称は無く、祭主・神宮司・大宮司・宮司・神主・禰宜・祝部・禰守・神人・社人など様々な呼称がされた。明治四年からは府県郷社の神職を祠官、村社の神職を祠掌と称する事になったが、明治二十七年勅令第二十二号をもって、府県郷社に社司一人、社掌若干人を置き、村社、無格社には社掌若干人を置く事と定められた。それによって従来の祠官は社司に、祠掌は社掌に補せられ、身分は何れも準官吏で勅任官、奏任官、判任官の待遇を受けた。

終戦後神社の国家管理が廃止され、昭和二十一年宗教法人令によって、社司は全て宮司となった。昭和二十一年二月に設立された神社本庁はこ

の制度を受け継いで神職を宮司、権宮司、禰宜、三級、四級の六級の身分を定めた。

神宮(伊勢神宮)では、神社本庁の職制以外で大宮司、少宮司を置いており、他社に於いても、権禰宜の下に宮掌又は主典を置いている神社もある。

一般的には、権禰宜(宮掌、主典を含む)以上を神職と称し、出仕、雇、巫女等は神職ではない。また、名誉宮司も称号であって神職ではない。当社に奉仕した神職は「西太田家」、「中太田家」、「東太田家」の三家であったが、どの家が中心となって宮司を務めたのかは判別できない。

しかし、延暦十七年(798)には神宮司、神主の交替制(六年)が定められ、神社によっては後になっても交替制を維持したところもあったようである。

また、南北朝時代から幕末まで出雲国造を名乗った千家家と北島家が出雲大社の宮司を交替で奉仕していた事を考えると、当社においても三家の神職が交代制になっていたのかも知れない。

三家の記録によれば、神職の資格となる神道裁判状は京都の吉田家から受領しており、更に宮司になると吉田家から受領名(守)を拝受した。明治四年に郷社に指定されてからは、中太田家が奉仕したようである。

官吏

明治時代の官公庁や軍隊などの国家機関に勤務する者を官吏という。

官吏は武官と文官に分類される他、高等官と判任官に分類される。

高等官は、天皇から任命され、親任官、勅任官(一等と二等)、奏任官(三等~九等)に分けられていた。

判任官は高等官の下に位置づけられ、天皇の委任を受けた各省大臣・各地方長官などの行政官庁の長によって任命された。概ね、大臣級が親任官、次官・局長級が勅任官、課長級以下が奏任官である。

受領名

日本の律令制で国司に四等官として守・介・掾・目が置かれた。神祇官の四等官は伯・副・祐・史となり、四等官は官庁によって充てた文字が異なる。

中央政府においては「カミ」は長官(事務の総括)、「スケ」は次官(長官の補佐)、「ジョウ」は判官(一般的な事務)、「サカン」は主典(書記的な事務)となっていた。国司の官職名であるのでその国の名前を付け「大和守」等と称した。

時代と共に朝廷から、大名や旗本にも与えられるようになり、やがて豪商や吉田家を通じて神職等にも与えられるようになって行った。